

富山県球根優良品種導入資金融通要綱（昭和44年7月10付け農政第1049号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山県の球根栽培の振興を図るため、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定により県が行う球根優良品種導入資金にかかる利子補給の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「球根優良品種導入資金」とは、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）が農業を営む者が構成員となって組織する団体（以下「農業団体」という。）に知事が別に定める球根優良品種を導入するため貸し付ける資金をいう。

（利子補給）

第3条 知事は、農協が農業団体に球根優良品種導入資金を融資したときは、当該農協に対して予算の範囲内で利子補給を行うものとする。

2 前項の利子補給は、知事と農協との間で締結する利子補給契約によって行うものとする。

（利子補給の期間及び率）

第4条 前条の規定により、知事が農協に対して利子補給する期間及び率は、次のとおりとする。

- (1) 利子補給期間 3年以内
- (2) 利子補給率 年0.90パーセント

（貸付条件）

第5条 農協が農業団体に貸し付ける球根優良品種導入資金の貸付限度額及び貸付利率は、次のとおりとする。

- (1) 貸付限度額 1農業団体当たり 30,000千円以内
- (2) 貸付利率 基準金利（注1）から、0.90パーセントを差し引いた率（注2）

注1 「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）に基づき、農林水産省が県に連絡する基準金利のうち、農業近代化資金融通法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合に適用する基準金利とする。

注2 球根優良品種導入資金の貸付利率は、利子補給承認日から貸付実行日の間で最も低い利率を適用する。ただし、その利率が0.05パーセントより低くなる場合は、貸付利率を0.05パーセントとする。

第6条 農業団体が球根優良品種導入資金を借り受けようとするときは、次に掲げる書類を農協に提出しなければならない。

- (1) 球根優良品種導入資金借入申込書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) その他必要と認める書類

2 農協が第3条の規定により利子補給を受けようとするときは、球根優良品種導入資金

利子補給承認申請書（様式第3号）に前項各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

3 知事は前項の申請書を審査し、適当と認めたときは、利子補給の承認を行うものとする。

（貸付実行報告）

第7条 農協が農業団体に対して、この資金を融資したときはすみやかに貸付実行報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（利子補給交付申請）

第8条 農協は、規則第3条の規定に基づき、利子補給金の交付を受けようとするときは、利子補給交付申請書（様式第5号）及び利子補給計算明細書（様式第6号）を1月31日までに、知事に提出しなければならない。

（利子補給金交付額）

第9条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における球根優良品種導入資金として融資した額の平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその貸付期間中の日数で除して得た金額とする。

（利子補給金の交付）

第10条 知事は、農協から第8条の申請書を受理した月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。

（実績報告書）

第11条 農協は、利子補給金の交付を受けたときは、すみやかに実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（利子補給の打ち切り等）

第12条 知事は、農協又は農業団体が規則又はこの要綱に違反したときは、規則第15条及び第16条の規定により利子補給を打ち切り、既に交付した利子補給金の返還を命ずることができる。

（電子情報処理組織による手続等）

第13条 第6条第2項の球根優良品種導入資金利子補給承認申請書、又は第8条の利子補給交付申請書の提出については、当該書面の提出に代えて、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3号第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合においては、当該書面により提出が行われたものとみなす。

2 この要綱の規定による申請、届出その他の手続を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第3条から第6条までの規定の例による。

附 則

この要綱は、昭和44年度分の利子補給金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年度分の利子補給金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年度分の利子補給金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年6月1日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年10月3日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年5月5日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年6月23日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年3月13日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年5月23日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年3月10日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年3月25日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年5月1日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年2月20日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月25日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年7月1日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年10月28日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年2月1日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年10月4日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月27日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年9月14日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年12月11日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年11月19日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年3月13日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年12月2日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年6月4日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年12月27日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年8月9日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年11月10日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年12月8日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月12日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年9月20日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年2月7日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年3月28日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月23日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年5月23日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年7月25日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年8月22日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年9月24日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年10月27日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年11月20日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年2月6日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年3月9日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年3月17日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月14日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年6月16日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年8月31日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年9月18日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年10月22日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年1月6日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年2月12日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年2月22日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月27日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年5月25日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年6月16日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年8月3日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年9月28日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年10月20日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年11月29日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年1月7日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年2月2日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年2月21日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年3月27日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月26日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年5月25日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年6月19日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年9月25日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年10月26日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年12月18日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月19日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年5月18日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年7月3日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年8月14日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年2月20日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月2日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年7月5日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年12月3日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年2月20日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月19日以降承認の球根優良品種導入資金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月18日から適用する。
- 2 平成15年4月17日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年5月23日から適用する。
- 2 平成15年5月22日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月18日から適用する。
- 2 平成15年7月17日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年8月20日から適用する。
- 2 平成15年8月19日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年9月19日から適用する。
- 2 平成15年9月18日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月21日から適用する。
- 2 平成15年10月20日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年11月21日から適用する。
- 2 平成15年11月20日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年12月18日から適用する。
- 2 平成15年12月17日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年1月26日から適用する。
- 2 平成16年1月25日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年2月19日から適用する。
- 2 平成16年2月18日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年3月18日から適用する。
- 2 平成16年3月17日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月21日から適用する。
- 2 平成16年4月20日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から適用する。
- 2 平成16年6月30日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年9月21日から適用する。
- 2 平成16年9月20日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月21日から適用する。
- 2 平成16年10月20日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年11月18日から適用する。
- 2 平成16年11月17日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年12月20日から適用する。
- 2 平成16年12月19日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年2月21日から適用する。
- 2 平成17年2月20日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月18日から適用する。
- 2 平成17年3月17日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。



附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 平成17年3月31日までに承認された球根優良品種導入資金の貸付限度額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月20日から適用する。
- 2 平成17年4月19日までに貸付された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月25日から適用する。
- 2 平成17年5月24日までに貸付された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月18日から適用する。
- 2 平成17年8月17日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年9月20日から適用する。
- 2 平成17年9月19日までに貸付された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月20日から適用する。
- 2 平成17年10月19日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年1月26日から適用する。
- 2 平成18年1月25日までに貸付された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年2月20日から適用する。
- 2 平成18年2月19日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月24日から適用する。
- 2 平成18年5月23日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年7月20日から適用する。
- 2 平成18年7月19日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月20日から適用する。
- 2 平成19年6月19日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月19日から適用する。
- 2 平成19年7月18日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月20日から適用する。
- 2 平成19年8月19日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年9月20日から適用する。
- 2 平成19年9月19日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月18日から適用する。
- 2 平成19年10月17日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月19日から適用する。
- 2 平成19年11月18日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年12月19日から適用する。
- 2 平成19年12月18日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年1月25日から適用する。
- 2 平成20年1月24日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年2月21日から適用する。
- 2 平成20年2月20日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月19日から適用する。
- 2 平成20年3月18日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月18日から適用する。
- 2 平成20年4月17日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月23日から適用する。
- 2 平成20年5月22日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月18日から適用する。
- 2 平成20年6月17日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月18日から適用する。
- 2 平成20年7月17日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年8月20日から適用する。
- 2 平成20年8月19日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月19日から適用する。
- 2 平成20年9月18日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月21日から適用する。
- 2 平成20年10月21日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月20日から適用する。
- 2 平成20年11月19日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年12月18日から適用する。
- 2 平成20年12月17日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月26日から適用する。
- 2 平成21年1月25日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月20日から適用する。
- 2 平成21年4月19日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月27日から適用する。
- 2 平成21年5月26日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月21日から適用する。
- 2 平成21年7月20日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月18日から適用する。
- 2 平成21年9月18日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月20日から適用する。
- 2 平成21年11月19日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年12月18日から適用する。
- 2 平成21年12月17日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月22日から適用する。
- 2 平成22年1月21日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月26日から適用する。
- 2 平成22年5月25日までに実行された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月22日から適用する。
- 2 平成22年7月21日までに実行された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年8月18日から適用する。
- 2 平成22年8月17日までに実行された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年9月21日から適用する。
- 2 平成22年9月20日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月25日から適用する。
- 2 平成22年10月24日までに実行された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年11月18日から適用する。
- 2 平成22年11月17日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年12月20日から適用する。
- 2 平成22年12月19日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年2月21日から適用する。
- 2 平成23年2月20日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月27日から適用する。
- 2 平成23年5月26日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月18日から適用する。
- 2 平成23年8月17日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月20日から適用する。
- 2 平成23年10月19日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年12月19日から適用する。
- 2 平成23年12月18日までに承認された球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月27日から適用する。
- 2 平成24年1月26日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月18日から適用する。
- 2 平成24年4月17日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月21日から適用する。
- 2 平成28年7月20日までに貸し付けられた球根優良品種導入資金の利子補給率及び貸付利率については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。